

総務委員会会議録

- 1 期 日 平成24年12月10日(月)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前9時55分
(11:25~11:32 7分休憩)
(12:03~12:57 54分休憩)
- 4 閉会時刻 午後1時55分
- 5 出席者 委員長 松井俊二 副委員長 鈴木久男
委員 高木敏男 委員 内藤澄夫
委員 大庭博雄 委員 柴田正美
委員 山崎恒男 委員 中上禮一
- (当局側) 市長、総務部長、企画政策部長、企画政策部付参与、危機管理部長、議会事務局長、水道部長、消防長、南部事務局長、所管課長
(事務局) 議事調査係 平尾泉美
- 6 審査事項
- ・議案第82号 平成24年度掛川市一般会計補正予算(第4号)について
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳入中 所管部分
 - 歳出中 第1款 議会費
 - 第2款 総務費(第1項32目を除く)
 - 第9款 消防費
 - 第13款 予備費
 - 第2条 債務負担行為の補正
 - ・議案第86号 平成24年度掛川市簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
 - ・議発第90号 平成24年度掛川市水道事業会計補正予算(第1号)について
 - ・議案第91号 掛川市債権管理条例の制定について
 - ・議案第92号 掛川市自治基本条例の制定について
 - ・議案第94号 掛川市防災会議条例の一部改正について
 - ・議案第97号 掛川市・袋井市新病院建設事務組合規約の変更について
 - ・議案第98号 土地の取得について
 - ・議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について(22世紀の丘公園)
 - ・閉会中継続調査申し出事項について 9項目
- 7 会議の概要
別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成24年12月10日

市議会議長 大石與志登 様

総務委員長 松井俊二

7 会議の概要

平成24年12月10日（月）午前9時55分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

3) 付託案件審査

①議案第82号 平成24年度掛川市一般会計補正予算（第4号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第1款 議会費

第2款 総務費（第1項32目を除く）

第9款 消防費

第13款 予備費

第2条 債務負担行為の補正

人件費について

〔財政課、説明 9:58 ～ 10:00 〕

〔質 疑 なし 〕

第2款 総務費

第13款 予備費

〔財政課、説明 10:01 ～10:04 〕

〔質 疑 なし 〕

〔市税課、説明 10:04 ～10:09 〕

〔質 疑 なし 〕

〔納税課、説明 10:10 ～ 10:10 〕

〔質 疑 なし 〕

〔管財課、説明 10:11 ～ 10:15 〕

〔質 疑 10:15 ～10:24 〕

○柴田正美委員

掛川市が買い戻しを予定する土地は、当初いくらで購入したか。原価構成を伺う。

●小林管財課長

今回処分しようとする土地は5用地ある。台帳価格は全部で16億3,157万7,984円、実勢価格として7億2,760万4,032円であるので、差額として損益9億397万3,952円となる。

○柴田正美委員

16億円の明細を教えてください。

●川隅総務部長

後ほど資料を配付する。

○柴田正美委員

損失が出ているが、責任をどう考えるか伺う。

●松井三郎市長

財団法人の土地開発公社も従来は、掛川市長が理事長を務め、議員が理事として参加をし、決定を頂いた。掛川市議会含めて債務保証をしている。債務負担を求める市長が理事長を兼ねる、このようなことで事業が実際行われ、高度成長期、総意で事業がすすめられてきた。誰に責任をと言われれば、最終決定者の理事長がある意味では、理事の皆さんと共に責任があると思っている。理事長、理事それから債務を保証している行政、それを承認した議会、それぞれがある意味では、責任があると思っている。現在、理事長は副市長が務め、市長が理事長を兼ねることはな

くなつたが、そういうものを可能な限り早く解散をするということで、取り組んできた。

○柴田正美委員

下垂木の多目的運動広場を掛川市土地開発公社へ売却するが、このことにより利息とか膨らんで、損となることの可能性はどうか。

●川隅総務部長

市が買い戻すことが前提である。できるだけ決められた期間の中で買い戻していく。今回、開発公社について清算をしていくが、土地開発公社についても事業を手がけている箇所もあるが、今後、早期に完了させるなど道筋をつけていかななくてはならないと考えている。

○鈴木久男副委員長

開発公社解散にあたって、職員の対応は大丈夫か。清算は全てできるのか。

●川隅総務部長

財団の開発公社、及び土地開発公社については、プロパーの職員は配置していない。管財課の職員が兼務であり、役員も理事長は当初は市長だったが、現在は副市長が理事長である。解散に伴う職員への影響はないと考える。

[行政課、説明 10:25 ~10:27]

[質 疑 なし]

[企画調整課、説明 10:28~10:30]

[質 疑 なし]

[生涯学習協働推進課、説明 10:31 ~10:34]

[質 疑 10:34 ~ 10:35]

○柴田正美委員

地域環境整備調整費で増額要求された予算は、事業費として余裕を持った額か。

●中山生涯学習協働推進課長

例年 3億円程度の予算を頂き、これは毎年ほぼ 100%の執行率である。

今年度は、災害等が多かったこと、地区集会での要望があったので、その対応として 6千万円の増額補正をお願いするものである。若干の余裕は見ている。

[地域支援課、説明 10:35 ~ 10 :37]

[質 疑 なし]

[市民課、説明 10:38 ~ 10 :38]

[質 疑 なし]

第9款 消防費

[危機管理課、説明 10:40 ~10:42]

[質 疑 10:42 ~ 10:48]

○高木敏男委員

津波対策事業費で区が整備する避難路の照明は考えているか。

●杉山危機管理課長

夜間の照明については、地区の整備では考えられていない。現在支給する整備は、階段部分等の資材である。照明については、現在の津波避難施設設置補助制度での対応を地区と今後検討する。

○高木敏男委員

特に高齢化も激しい地区と予想されるし、こちらから照明を提案する姿勢もほしい。是非お願いしたい。

○中上禮一委員

希望している区はあるのか。

●杉山危機管理課長

現在、浜野区から要望されている。他には今のところない。

○内藤澄夫委員

啓発はしているのか。

●杉山危機管理課長

自主防災会長会議等で説明している。

○内藤澄夫委員

避難場所へ行くために避難路整備において、残土を利用したい考えがある場合、市は原材料支給をしていくれるのか。

●杉山危機管理課長

具体的な補助の内容は、個別に話しを聞いてからの対応となる。

○内藤澄夫委員

残土等も可能性はあるということか。

●杉山危機管理課長

県の補助対象もあるので、区長さん、防災会長さん等相談をさせていただく。

○内藤澄夫委員

補助についての啓発をお願いします。

[消防総務課、説明 10:49 ~10:50]

[質 疑 10:50 ~ 10:51]

○高木敏男委員

弁護士の着手金の補正ということだが、裁判期間の見通しはあるか。

●萩田消防総務課長

来月、静岡裁判所掛川支部でこの裁判の第2回口頭弁論がある。結審をするのが、来年の秋頃ではないかと思う。その後の見通しはできていない。

[討 論]

なし

[採 決]

①議案第82号 平成24年度掛川市一般会計補正予算（第4号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第1款 議会費

第2款 総務費（第1項32目を除く）

第9款 消防費

第13款 予備費

第2条 債務負担行為の補正

全会一致にて原案とおり可決

②議案第86号 平成24年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

[水道総務課、説明 10:52 ~ 10:55]

[質 疑 なし]

[討 論]

なし

[採 決]

議案第86号 平成24年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

全会一致にて原案とおり可決

③議案第90号 平成24年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について

〔水道総務課、説明 10:56 ～ 11:00 〕

〔質 疑 11:00 ～ 11:04 〕

○高木敏男委員

工事負担金の減額補正の理由は、民間開発が遅れていることが理由だということだが、今後の工事の見通しを伺う。

●中村水道工務課長

許可は下りているが、業者が社会情勢等の理由により、工事着手を止めていると思われる。現時点では、着手の情報は得ていない。

○高木敏男委員

見通しをはっきりさせる方法はないのか。

●松井三郎市長

行政側は、開発行為をする場合、申請が出てきてこれが適正である時に許可を出す。ただこの場合、市が水道工事等実施しなければならない。そういう予算措置をさせてもらった。民間開発が遅れているということで、遺憾に思っている。予定通りに着手をしてもらいたいということはあるが、業者が諸般の事情で少し着工等が遅れているということである。前段の段階で、市長は躊躇して開発のスタートを遅らせてるとさんざんお叱りを受けた。いざスタートするとうような状況というのは、行政側としては大変遺憾である。改めて議会にも報告することが大切だと思っているので、水道サイドというよりもこの許認可を出したところで、詳細を把握して今議会中に報告する努力をしていきたい。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

議案第90号 平成24年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について

全会一致にて原案とおり可決

④議案第91号 掛川市債権管理条例の制定について

〔納税課、説明 11:05 ～ 11:12 〕

〔質 疑 11:12 ～ 11:23 〕

○柴田正美委員

今までの法律等でも十分債権対応ができると思うが、どうしてもこれをつくらなければならない理由について伺う。

●原田納税課長

今までは、この債権について非常に多くの課が関係しており、それぞれの課で実際、普通の事務と兼ねてやっている。納税課については、徴収をある程度専門としてやっているが、他の課での債権については、督促にしても滞納の処分に関しても、統一した基準もなく、それぞれで行っている状況にある。条例を制定して、基準を統一して、各課の扱いを統一することがこの条例の目的である。それにより、各課の当該事務のレベルの平均化を図ることができると考えている。

○高木敏男委員

制定することに異義はないが、運用にあたっては、対象となる方は、生活保護であるとか、知的障がい一人生活をする人もあると思うので、相談の部分をきちっとし、あたたかい運用をし

ていただきたいと思う。

●松井三郎市長

条例を制定するという事は、ルール、あるいは決まりを掛川市民全員が共有してもらおうということ。そこからのスタートであるので、全く行政側だけが、何かを進めるということではなく、一緒になってこのようなルールを守っていこうというのが、条例をつくる、ある意味では大きな理由の一つである。私自身、この債権条例を制定していこうということを担当課から聞いた時に、今議員が言われるようなルールに基づいて強制的に色々なものを徴収するという事は、納税の義務があるので大切であるから、これはしっかり進めなくては行けないが、ある意味では弱者のような方に対してどういう形で、これから対応していくか。掛川市の条例で定めていきたいと考える。運用にあたっては、色々な問題事案があった時に、担当一人で決めていくのではなくて、組織会議の開催により重要案件に関しては、合議のもとに対応していくことをやっていきたい。こういう意味を含めて、この債権管理条例を是非お認め頂きたい。担当課長からは、対応にこれまでバラツキがあったという発言があったが、ある意味では、共通の考え方のもとに正しい判断ができる運用をしていきたいと思っている。

○柴田正美委員

今までは、徴収するあるいは色々な処分をする根拠の法令は何だったのか伺う。

●原田課長

それぞれの個別法プラス地方自治法である。

○柴田正美委員

具体的に伺う。

●原田課長

掛川主査がお答えする。

●掛川納税課主査

具体的な根拠法令は、自治法と自治令の中で定められている。税金については、地方税法の中で滞納処分をして強制徴収をする若しくは困難な方については猶予措置をとっていくことが定められている。その他の債権については、それぞれ性格が異なるので、強制徴収ができる債権については、自治法の中で、地方税の例に沿って債権の回収と猶予措置をとることが定められている。一方強制徴収ができない債権については、地方自治法の施行令の171条に、督促であるとか強制執行手続きとか猶予措置をそれぞれの場面によっては適用する等定められている。

○柴田正美委員

第9条には、地方自治法施行令を書いてあるだけだが、これをつくる意義もよくわからない。自治令によってと書いてある。今までの、それによってやればよい。なぜ、これをつくるのか。

●松井三郎市長

先ほども申しあげたとおり、条例というのは、条例を定めるということは、この掛川市民全体が条例を守っていこうという共通の考え方を進めていくということである。バラバラの状況で、色々な条例等がつくられるということではなくて、今回、上程した他の議案である、自治基本条例もそうであるが、今まで憲法があって法律があって法律の範囲内で条例をつくりなさいということであったが、私自身はこれから、我々のまちづくりにおいては、可能な限り色々なルールそういうものは、我々自身、基礎自治体の市民・行政・議会で作ってあげていこうというのが、これからの考え方と思っている。但し、私権を制限するとか、私権を侵害するという事については、なかなか法律の範囲を出ることはできないが、例えば環境条例などは、国の法律よりも上乘せをして、規準が強化されてきている。そういう意味で憲法があって法律があるからそれで良いということではなく、これからの自治の運営は、条例で定めていこうということである。委員とは、見解の違いがある。

○柴田正美委員

例えば私債権などは、地方自治法の96条であったか、議会の承認というのがあろうと思うが、今までは、そういう議案が出てきたこともないが、今までのそういう不納欠損のような、本来しなければならぬものも、有史以来積み増してきたということか。

●掛川納税課主査

私債権については、時効が完成しても、そのままでは債権は消滅しない。法律上は残ってしまっているという状況である。適切な手続きとしては、その放棄をすることで、消滅をさせて、欠損処理をしなければいけないというのが、本来の手続きである。税については、時効が成立すればそのまま消滅するので、そのまま欠損処理を行う形となる。

○柴田正美委員

税の援用がなくても良いと。しかし私債権は、96条で議会に報告すれば、できるのではなかつ

たのか。さぼって来た、積み増したということか。何十年も前のものが管理できているのか。

●掛川納税課主査

それぞれの担当部署の債権管理がどのように行われているのかは、これから詳しく調査をしないとお答えができない。今まで、条例もなく議案として提出されていない、放棄がされていないということは、消滅していない。法律上まだそのまま残っているという状況である。これはこのままいけば積み増しが増えていくので、そういうことは許されない。きちんとしかるべき措置、こういう条例を定めて、放棄をした上で、徴収ができないものについては、欠損処理をしていくということをしていくことが目的である。

[討 論]

なし

[採 決]

議案第91号 掛川市債権管理条例の制定について

賛成多数にて原案とおり可決

[休憩 11:25 ~ 11:32]

⑧議案第98号 土地の取得について

[管財課、説明 11:32 ~ 11:36]

[質 疑 11:36 ~ 12:03]

○柴田正美委員

松ヶ岡の建物の文化的価値を見定める期間をどのくらいで、予定しているのか。

●小林管財課長

まずは、取得をし、その調査にあたる人選も含めて庁内的にどういう形で調査を具体的にしていこうかということ、今後決めて進めていきたい。具体的にいつまでにやるかということも含めて今後検討していきたい。

○柴田正美委員

何年とかいうこともまだ決まっていないのか。

●小林管財課長

決まっていない。

○柴田正美委員

早く価値を見定めて、もちろんその間必要最小限の管理費で、価値がないということであれば、早く始末するということかと思うが、どういうふうに考えるのか伺う。

●松井三郎市長

いかにあの建物の活用をするかということ調査も含めて大至急検討することを指示している。いろいろな関係団体にも購入する段階で、話しをさせてもらっているので、可能な限り調査を早くして、ある意味では早く活用する。活用してもらおう。基本的には、民間が活用することで働きかけをしている。民間に使って貰える工夫をしなければいけないと思っている。

○内藤澄夫委員

総務部長、副市长とともに議会も見に行った時に、買うつもりか尋ねたが、お金がない、買わないという返事だった。議会に報告なしに、買うと新聞に出た。有効に利活用してなるべくならかかる経費くらいは捻出して、収入として得られるのが一番であるが、大変むずかしいと思う。掛川J.Cは、是非保存してほしいというようなことも市長にお願いに来ているというふうにも聞いている。しかし、文化的な価値がなければ壊してしまうとこれもいたしかたないとも思う。しかしそれで良いかも疑問である。一番の問題は、購入についてまずは、議会に報告すべきものであって、先にマスコミに定例記者会見で言ってしまっただけでその後、議会に報告するとこれは議会軽視でないかと思う。時間がなかったということであれば、それもいたしかたないとも思うが、金

額が金額であるので、何らかの形で、議会に報告すべきではなかったかと思う。

●松井三郎市長

それは間違いである。そんなことはない。記者会見で申しあげた後、議会に報告することは、この問題についてはない。記事が出たのは、静岡新聞の記者の色々な取材で記事にしたということであり、私自身、議会を後回しにして先に記者に伝えたことはない。

記者会見でも言っていない。先行取得で買い求めるわけなので、これを他に伝えて、議会を後回しにすることは、ない。誤解があったようである。

○内藤澄夫委員

我々はそうだったということである。マスコミに先に出た。現地でも買わないと聞いている。私が認知をしたのは、マスコミからである。

●川隅総務部長

緊急避難的に購入するものである。購入を決めたのは、全員協議会で報告してからであり、事前の報道の経過はわからないが、私どもが方針を決めたのは、あくまでも全員協議会にお諮りした上であるということとは是非ご理解いただきたい。

○内藤澄夫委員

まあ、それはそれで良い。問題は、これからの利活用で、ああいう建物を持つと言うことは、当然後のメンテナンス、管理等においても莫大なお金がかかるということである。こういう厳しい財政の時に、支出が増えていくということである。この活用については、壊すと言うことはないように、買った以上は保存をしていくという方向に進んでいっていただきたい。

●松井三郎市長

竹の丸の状況を踏まえて今の財政状況を考えると、市が管理運営をしていくという財政負担は大変大きいということがあるので、民間が活用をして、管理運営もしてもらおうということを実現できるように、最大限の努力をしていきたい。既にそういう働き掛けはしている。そういう進め方をしていきたい。重ねて、色々な案件をまず全員協議会等々に説明をするまでは、定例の記者会見でも申しあげないし、そんな取材があっても答えをしないということはない。役職者会議でしっかり説明をした後、いつ何時という記者会見を開いてそこで発表するというかたちをとっている。基本的には、議会を軽視していることはない。

○内藤澄夫委員

どこかにマスコミに出る要素があった。その点はこれから留意をしていただきたい。

○高木敏男委員

買った以上は、建物を保存をするのか再確認をしたい。だめならば更地にして宅地分譲するという考えが絶対出ないように、確認をしたいが如何か。

●松井三郎市長

現時点では、購入をしたからには、全くそれを取り壊して更地にするということではなくて、いかにあの建物を利活用していくか。掛川市のある意味では、観光ポイントのひとつにもなるようにしていく。ただその時に市が全てを管理運営して指定管理者に頼んで、やってもらうというような手法は可能な限りとらないようにしたい。民間の方があれを色々上手く使っていただくこと。そして管理運営費も持っていただくような、そういう取り組みを。そのくらいの価値がある建物である。価値がなければそういうことができないが、価値がある建物で自ら手を入れても利活用したいという人を逆に公募して求めたいというぐらいのつもりでいる。これからそういう手法でないと色々なものを行政が全て抱えて管理運営することは出来ない。そういう取り組みをしっかりしていきたい。その時に議会の皆さんのお力も是非お借りしたい。

○鈴木久男副委員長

全員協議会で単価を決める中では、建物そのものについては価値がないということで、土地に関する鑑定評価ということで金額が決定している。建物は不用品副産物ということで理解しているわけだが、歴史資産というのか文化財というのか価値は微妙なところがあるが、無理に保存しても維持管理の経営が成り立てば良いが、しかしそうした資産的価値がないとすれば早く処分して、更地で活用するという手もある。厳しい財政下の中でこうした決断をした。本当に大所高所で判断してほしい。無用の長物で竹の丸の二の舞になっては困る。そういうことでしっかりした対応をしてほしい。清水邸にしる竹の丸にしる、所有者からの無償提供で市が受け取っているケースであるが、一般の地価で土地を購入したその点にひっかかりがあるので、そうしたことで今後の対応をしっかりしてほしい。

●松井三郎市長

竹の丸を例にとったが竹の丸そのものを資産として残したことについては、決して間違いではない。ただ管理運営を指定管理者にお願いをするということが、良かったかあるいはあれだけの

建物を違った形で活用してもらおうかというところの点で竹の丸の話を出したということであるので、ご理解をいただきたい。竹の丸を残したのがだめなわけではない。これからはああいうものについても残しながら活用してくれる手法を、行政も管理運営費を払って指定管理者に管理運営をお願いするというだけでなく、生かした活用をして収益があるとすれば管理運営にまわしていくというようなことを思っていきたい。

○柴田正美委員

全員協議会の中では、緊急避難的に文化財的な価値があるというものを見逃してしまうということでは、市長の失点にもなるだろうと、いうことで緊急避難的に承諾した。その話しでは、価値がなければそれを切り売りもいたしかたないという話しもしたと思う。そういうことで賛成をしているので、そこは切り売りすれば採算がとれるのか含めてやっているのか。金額そのものはどうか。

●小林管財課長

今回の不動産鑑定評価に基づく1億5千5百万というのは、土地の値段であって、その値段というのは、その土地を再利用した時に、その値段なら採算がとれるという試算の積み上げで評価が出ているので、更地にして売れば、それだけのお金が入るという考え方である。

○内藤澄夫委員

積算をして1億5千5百万という数字なら採算が合うというシミュレーションをつくったのか。それを是非見せてほしい。

●小林管財課長

不動産鑑定士に土地の評価を依頼した。鑑定士が評価をする時の基礎として鑑定士が色々な積み上げ、計算をして事業計画をたてた時にこれならというものである。

○内藤澄夫委員

それを資料提供してほしい。

●小林管財課長

わかりました。

○山崎恒男委員

掛川市において御三家の筆頭の松ヶ岡の建物というものが、歴史的に価値があるかどうか評価をしないとわからないが、私は掛川にこういうものがあつたと、まだ残っているということで保存して、後世に言い伝えていく必要があるのではないかとこの観点からこの措置を評価している。取得したら夜間の警備等に万全を期して、調査結果がでるまでの維持管理をしっかりとお願いしたい。それには管理費がかかるが是非、管理をお願いしたい。価値のある建物だと思っているので、歴史を言い伝えて掛川の核となる施設となることを望む。

○大庭博雄委員

文化財としての価値があるということで保存していくという方向が一番良いと思う。更地にしたとしてもそれだけの価値があるということであるので、買収することに対し問題がないと思う。なお、地目に宅地と山林となっているが敷地の中に宅地の部分と山林の部分があるのか。

●小林管財課長

今回購入予定の土地は全部で12筆である。そのうち837の1番地は838.34平方メートル。その一筆が山林ということである。他は全て宅地である。位置的には、松ヶ岡の敷地の東側の藪という空堀のあたりである。逆川から南側へ細長くある、837の1番地が山林である。

○松井俊二委員

松ヶ岡の件については、先般、十王のみなさんと地区の懇談会を行った際に、松ヶ岡が残ったということで、たいへん喜んでいて。地元のみなさんは一般の家庭であるので、なかなか中に入って見学することがなかったが、最近、区長さんを通じて中を見せてもらったということで喜んでいて。これからは、取得するということになれば、最終的に市民にしっかりとピーアールする、見ていただくということが必要だと思っている。私も、小学生のころに、松ヶ岡で遊んだり、堀で遊んでいた時代を思い出すが、手を入れていないためだんだんと荒れてきてしまった。昔はもっと鳥もたくさん来ていたし、果物もアケビがなったり、いい庭園、林だった。建物も価値があると思っている。そのへんをしっかりと見極めていただいて、掛川に対する山崎千三郎さんの功績をたたえる意味でも、しっかりと整えて、市民の活動の拠点というようなことも言われているが、ぜひ進めていただきたいと思う。

●川隅総務部長

当面の、管理を含め、何か問題が起こってはいけないので、今日いただいたご意見も含め、庁内でよく検討をして、最終的に所有権が移った段階で対応していきたい。

[討 論]

なし

[採 決]

議案第98号 土地の取得について

全会一致にて原案とおり可決

[休憩 12:03 ~ 12:57]

⑤議案第92号 掛川市自治基本条例の制定について

[生涯学習協働推進課、説明 12:57 ~ 13:06]

[質 疑 13:06 ~ 13:16]

○柴田正美委員

住民投票の常設型というのは、別に条例で定めることによりと、ここのところで明らかになっていると考えてよいのか。

●中山生涯学習協働推進課長

自治基本条例では常設型の住民投票を想定している。細部については、細部の条例を定め、細かな規定を決めていく、という流れになる。

○鈴木久男副委員長

特別委員会で意見を交わして、大方については理解をしているが、協働という言葉がよく使われるが、これに伴って、協働の相手は、区長会というか、自治会になると思うが、今ひとつ理解に苦しむのは、区長会というと、行政主導型の考え方で役所が自らリードして区長に指導していくということだが、自治会というとヒフティヒフティの関係にあると思うが、一年かけて意見交換したなかで、自治会の力がまだ弱いと思う。というのは格差がありすぎる、世帯が800も600もある区から、30の区というような違いがあるが、これから協働の力をさらに発揮させていくには、自治会と行政が対等であるべきだと思うが、そうしたことへの行政指導は考えているのか、あくまでも自治会、区長会に任せていくのか、その点について教えて欲しい。

●中山生涯学習協働推進課長

基本的には、自治会と市の関係は対等であると考えている。現状では小さい区から大きい区まで千差万別であるが、統合あるいは合併、区同士の動きについては、自治会に対して直接行政権の発動はできないので、お願いをしていく、ということで考えている。

○鈴木久男副委員長

今後において、区長会連合会では、組織を強化するために統廃合を話題としていると思うが、そのへんの動きはどうか。

●中山生涯学習協働推進課長

自治基本条例の制定に沿って、自治会の中では、平成23年度に地域の自治組織の見直し検討委員会を区長会連合会の中に設けていただき、研究・検討をしていただいている。その中では、小さな区が問題となっており、担い手の問題、財政の問題など、小さいと課題があるため、概ね100世帯くらいの自治会の単位が望ましいだろうという結論が出ている。この結論については、それぞれ区の歴史であるとか、背景があるため、自治会の中へ投げかけをして、市がやるのではなく、自治会が中心となって理想的なスタイルとして、100世帯程度の区にしていこう、という投げかけを自主的にしていただいている。

○高木敏男委員

今の件は、第26条第1項に、自治会などの組織の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うとあるが、この適切な支援というのは具体的に今言ったこと以外に何かあるのか。考えていることがあるのか。

●中山生涯学習協働推進課長

詳細については、来年度予定しているまちづくり協働推進条例のなかで検討していくが、市と

しては、地域の自治会単位といよりは現在32ある地区単位に協議会のような組織を作って、財政支援のようなものも構想で持っているが、来年度の条例の検討の中で細かく規定をして進めていきたいと考えている。

○柴田正美委員

先ほどの続きになるが、常設型の保証というか、後から個別条例を作る際に、議会の議決が入ったりすることも考えられると思うが、それはどのように考えたらよいか。

●中山生涯学習協働推進課長

条文の中の規定では、市民側からの住民投票の発議権があり、市長、議会の三者それぞれに住民投票の発議権がある、ということになっている。

○柴田正美委員

それがあれば、常設型ということでもいいのか。常設型でないところは、別に条例で定める、というような文言は入っていない、ということなのか。

●中山生涯学習協働推進課長

条例の中では、常設型という基本的な考え方をうたっているが、さらに細部の住民投票を施行するについては、資格者の問題だとか、細かな規定をする必要があるため、その部分をさらに住民投票条例という細部規則を定めて施行をしていくという流れである。

○柴田正美委員

そこで、議会の議決、というようなことが入れば常設型ではなくなる可能性はないのか。

●中山生涯学習協働推進課長

住民投票条例自体は議会で決めていただく必要があるので、その過程で議会の議論もいただく。

●松井三郎市長

基本的には、第6章の第27条は、常設型の住民投票を実施していく、それに当たって、発議する人数を10分の1にするのか、5分の1にするのか、3分の1にするのか、とか、国政に関することについては対象にならない、というようなことを個別条例で決めていく、こういうことで従来からずっと説明をしているし、そういうつもりでこの条例を出している。

○柴田正美委員

例えば議会で、議会の議決を入れるというような話しになると、そのようになる可能性もある、ということか。

●松井三郎市長

これからの話しということになるが、この基本条例の改正をしていかないとできないと思っている。

○柴田正美委員

条文のどこをどのように改正するのか。27条のどこを改正するのか。

●松井三郎市長

これは、住民、市議会、市長の発議という部分を取る、それで条例で定める、ということになる。条例を逐条解説する際も、そのような説明をさせていただいて、今回改めて同じ趣旨で提案をしている。

○柴田正美委員

これは正に常設型、ということでもいいということか。

[討 論]

○柴田正美委員 賛成討論

賛成したいと思う。常設型というのが担保されるのであれば。前文については、自助というのは、自民党だとか世間で言われているが、共助というのは保険会社、新しい公共とか、いろいろ不満もあるが、常設型が担保されるということで、賛成したいと思う。

[採 決]

議案第92号 掛川市自治基本条例の制定について

全会一致にて原案とおり可決

⑦議案第97号 掛川市・袋井市新病院建設事務組合規約の変更について

[企画政策課、説明 13:17 ～ 13:23]

[質 疑 13:23 ～ 13:29]

○鈴木久男副委員長

12条関係の別表の負担割合の中で、利用者割10パーセント、これについては、両市間でいろいろ議論がされており、意見の違い等もあったやに聞いているが、これはやはり、実際スタートしてみて 1年ないし数年間の実績の中でいろいろ評価をして、これをまた必要に応じて改定をするとか、しないとか、そのような意見交換はされているのか。

●松井三郎市長

この利用者割を決める際に、いろいろな調整をする中で、文言として整理はしていないが、当然、状況の変化等があれば、それらについては改めて、この負担割合についても、協議をしていくということになると思われる。何年後に見直すというところまで意見もなく、最終調整で文言の整理は行わなかった。あくまでも大きな状況の変化があれば、当然見直しの対象になる、そう理解している。

○内藤澄夫委員

このことについては、ずっと反対してきたが、結果こういうことということだが、市長が言うように将来的にわたって大きな変化、掛川の持ち出しがたいへん多くなる、ということはあってはならないことであるし、禍根を残すことがないように、大事なことなので、ぜひこの次の議会でしっかりと発言をしておいていただきたい。状況の変化によっては、このことについてはもう一度見直す、改定すると、それはぜひお願いをしたいと、市長のほうからも病院の議会の中でお願いをしてもらいたいと思う。

●松井三郎市長

病院の議会で、当局の私からそういうことを言うのは、難しいが、議会のいろいろな質疑の段階で、掛川市側として発言をしてもらうよう、部長を含めて対応したいと思う。

○内藤澄夫委員

市長のほうから議会の中で発言することができないにしても、掛川の議員のほうからでも、ぜひあげてもらって、答弁できるように、それだけをお願いしたい。

○柴田正美委員

利用者割、距離割、一部事務組合の時は管理者が袋井市長で議長はこちらが持たされた。多数決をすると、向こうのほうが多くなる。お金を出すのはこちらが多い。そういうのを考えると 5対 5でいいのか、たいへん疑問に思う。

●松井三郎市長

通常、5対 5であるのが、対等合併というか統合したことであるので、ただ議長をどちらが出すのかというのは、これからの話しである。いろいろな折衝を袋井市とする時には、タスキがけのような形でというような話しが出るので、企業長が掛川市であれば、議長は向こう、とすることは当然あり得る話しである。これらについては、これからどういう状況になるか分からないが、採決の段階でまったく不利だというようなご指摘があれば、そのへんも念頭におきながら進めていくようにしたい。

●松井企画政策部長

経費の支払い方法については組規約で定める。規約を定めるに当たっては両市の議会でこのことが議決されないと規約の改定はできないため、組合議会のなかでこのこと自体を議決する機会はない。両市の議会で議決をし、県に申請をして、そこで変更がされる、ということになるので、組合議会の議員数、正副議長の割り振りで変わることはない。

[討 論]

なし

[採 決]

議案第97号 掛川市・袋井市新病院建設事務組合防災会議条例の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

⑨議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（22世紀の丘公園）

〔地域支援課、説明 13:30 ～ 13:31 〕

〔質 疑 13:31 ～ 13:36 〕

○柴田正美委員

3年前に、我々も賛成したが、職員の方の給料が下がるとか、クビになるとかという話し、障がい者の団体が温水プールの掃除を請け負っていたが、それが無しになったとか、そのようなことがあって、ついこの前、レジオネラ菌の問題が新聞で報道されたということで、そういう点で大丈夫なのか、という危惧があるが、どうか。

●佐藤地域支援課長

指定管理者制度の導入による問題は発生していない。温浴施設、プールを所管しており、特に温浴施設については、細菌等の繁殖が心配される。循環式の温泉であり、1ヵ月に一度、プールと同様に洗浄をしている。今回、6月中旬の保健所の水質検査によりレジオネラ菌が100ミリリットル中、10の個体が見つかった。営業停止措置が100ミリリットル中に10以上ということなので、即座に休館して過酸化水素による洗浄を行った。自然界にレジオネラ菌は存在するので、細心の注意を払ってはいるが、配管から出たということで、1ヵ月弱休館して、洗浄に努め無菌状態が確認できたため、再開をした。毎月行う洗浄を充実させるということで、ビル保善も細心の注意を払っていただいているので、今後もそのようなことがないようにしっかり管理をしていきたいと考えている。

○松井俊二委員長

利用している方から相談があったが、老人憩いの施設ということもあり、無償で借りる人が多く、有償で借りたくても借りられないという意見があったので、指定管理者なので、ある程度利益を求めるということからすれば、無償ではなくて有償の人を斡旋したほうが良いような気がするがいかがか。

●佐藤地域支援課長

たまり～なについては、総合福祉センターにあった老人福祉機能の代替え施設として整備したという一面もある。従って、高齢者、福祉団体の方の利用が最優先となっている。空いている場合には、一般の方に利用していただき、特に夜間については一般開放が十分されている。利用状況についても公園を含めて、存在が浸透してきており、利用率も高くなってきている。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（22世紀の丘公園）

全会一致にて原案とおり可決

⑥議案第94号 掛川市防災会議条例の一部制定について

〔危機管理課、説明 13:37 ～ 13:40 〕

〔質 疑 13:40 ～ 13:45 〕

○高木敏男委員

女性の目線が大事との話だったが、そういうことは条例上には反映されていないのか。

●杉山危機管理課長

今回、自主防災会の部分から、できるだけ女性の登用を考えていきたいと考えている。

○松井俊二委員長

全国市議会議長会の研修会の際に、東日本の3市の議長の話しの中で、実際に起きた際の対応

として、議員は地元張り付きになる。その時に市の災害対策本部に議員が入っていないのはおかしい、やはり議会と行政が一体となって、行政がどういうことをしているのかを市民に知らせる意味でも議会の代表を入れておくべきだ、という話があった。どうしても議員の顔が見えない、議員が地域で知られていない部分もあるかもしれないが、そういった時に、いかに今の災害対策本部がどのようなことを考えて、どう動いているのかを市民に知らせる意味で、議員がいれば、議会を通じて議員同士連絡をとって、地域に反映できる、ということも言われていたので、議員が対策本部に入っていないというのはどういうことなのかよく分からないが、これからの災害対策には必要だというような話があったが、いかがか。

●松井三郎市長

災害対策本部については、議員にご足労いただくということは、現段階では考えてはいないが、復旧復興対策の際には、必ず予算が絡む話しであるので、ここに議員の皆さんと行政側が入る、あるいはその前段のなにかそういう組織は必要であると、私自身そのように思っている。基本的には、情報は議員にどんどん出していくのは当然であるが、災害対策本部まで、というよりも、復旧復興の 때가 大事であると思っている

●栗田危機管理監

災害対策本部については市長が申し上げたとおりである。防災会議については、各関係機関、議会の方も構成メンバーになっているので、計画のほうではご審議をいただく、ということになっているが、災害発生後の対策本部については、そういうことだと考えている。

[討 論]

なし

[採 決]

議案第94号 掛川市防災会議条例の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

4) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 9項目

閉会中継続調査申し出事項 9項目で了承

●川隅総務部長

[管財課、説明 13:47 ~ 13:54]

管財課資料資料説明 ((財)掛川市開発公社資産の状況 13:47 ~ 13:50)

(松ヶ岡 不動産鑑定評価 13:50 ~ 13:54)

5) 閉会 13:55